

燕市告示第 61 号

燕市土地改良事業補助金交付要綱の全部を改正する。

令和 7 年 3 月 5 日

燕市長 鈴木 力

燕市土地改良事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、農業生産基盤及び農村生活環境の整備改善を図るために、土地改良区その他市長が適当と認める団体(以下「土地改良区等」という。)が行う土地改良事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、土地改良事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、燕市補助金交付規則(平成18年燕市規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、土地改良区等とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、国又は県の補助金又は交付金を受けて行う土地改良事業であって、次に掲げる事業とする。

- (1) 農業用排水施設及び農業集落排水施設の整備事業
- (2) 農業水利施設の復旧事業

(補助率及び補助対象経費)

第4条 補助率及び補助対象経費は、別表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

2 前項の場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(事業実施要望書)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、事業を実施しようとする前年

度の10月末日までに、燕市土地改良事業実施要望書(別記様式)を市長に提出するものとする。ただし、国又は県の補助金又は交付金の対象事業で緊急やむを得ないと市長が認めるものについては、当該様式の提出を省略することができる。

(補助金の交付申請)

第6条 土地改良区等は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(規則様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の補助金の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査して、補助金交付決定通知書(規則様式第2号)又は補助金不交付決定通知書(規則様式第3号)により、土地改良区等に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、前項の決定について一定の条件を付することができる。

(事業計画の変更)

第8条 土地改良区等は、第6条第1号の書類に定める事業計画の内容を変更又は中止しようとするときは、補助事業変更承認申請書(規則様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 変更事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(変更承認通知)

第9条 市長は、前条に規定する補助事業変更承認申請があったときは、速やかにその内容を審査して、補助事業変更承認通知書(規則様式第5号)又は補助事業変更不承認通知書(規則様式第6号)により、土地改良区等に通

知するものとする。

2 市長は、前項に規定する承認をする場合においては、第7条第2項の規定を準用する。

(実績報告等)

第10条 土地改良区等は、当該補助事業が完了した日から起算して30日以内又は交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(規則様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支精算書

(2) 対象事業費の証拠書類(出来高設計書・契約書等の写し)

(3) その他市長が必要と認める書類

2 土地改良区等は、事業に関する書類及び帳簿等を整理し、事業完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認められたときは、補助金確定通知書(規則様式第8号)により土地改良区等に通知するものとする。この場合において、市長が認めるものについては、第7条に規定する交付の決定通知をもって確定の通知に代えることができる。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、前条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとし、土地改良区等は、補助金交付請求書(規則様式第9号)により市長に補助金を請求するものとする。

(交付決定通知の取消し又は補助金の返還)

第13条 市長は、土地改良区等が次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、補助金交付決定通知を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 規則又はこの告示の規定に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽又は不正の記載があったとき。

(3) 事業の執行に不正行為があったとき。

(4) その他市長が補助の目的に違反すると認めたとき。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表(第4条関係)

補助率及び補助対象経費

事業種別	事業内容	採択要件	補助対象経費	補助率
国庫補助事業 (市上乗せ分)	農業用排水施設及び農業集落排水施設	国の採択要件を満たしていること。	工事請負費、用地費及び補償費	国県補助残のうち、補助事業の流域面積に占める農地以外の面積割合以内とする。
	農業水利施設			国県補助残のうち、2分の1以内の額とする。
県単独事業 (市上乗せ分)	農業用排水施設及び農業集落排水施設	県の採択要件を満たしていること。	工事請負費、用地費及び補償費	県補助残のうち、補助事業の流域面積に占める農地以外の面積割合以内とする。

	農業水利施設			県補助残のうち、2分の1以内とする。
その他補助事業 (市上乗せ分)	農業用排水施設及び農業集落排水施設	市長がその都度定める。	市長がその都度定める。	市長がその都度定める。
	農業水利施設			